

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する 修正案要綱（案）

一 被用者保険の短時間労働者への適用拡大

- 1 企業規模要件について、令和4年10月1日以降は50人超規模の事業所まで適用し、令和6年10月1日以降は企業規模要件を撤廃するものとすること。
※ 現行は500人超規模の事業所まで適用している企業規模要件について、政府案は、令和4年10月1日以降は100人超規模の事業所まで適用し、令和6年10月1日以降は50人超規模の事業所まで適用することとしている。
- 2 政府は、1により新たに適用されることとなる事業所に対する支援について、必要な措置を講じなければならないこととすること。
- 3 賃金要件の月8.8万円について、月6.8万円に引き下げるものとすること。

二 国民年金の加入可能期間の延長

- 1 政府は、国民年金の加入期間について、任意で65歳までの45年間加入することを可能とするため、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、国民年金第二号被保険者及び国民年金第三号被保険者の国民年金の加入期間について、最大45年間の加入期間として、年金額を算定することを可能とするため、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

三 国民年金基金及び個人型確定拠出年金の加入期間の見直し

- 1 国民年金基金・個人型DC（イデコ）の加入資格を有していたにもかかわらず加入していなかった期間がある場合について、公的年金への加入にかかわらず、加入期間を任意で伸ばすことを可能とすること。
- 2 個人型DC（イデコ）の拠出限度額は、企業型DCと確定給付型年金を実施している場合の企業型DCの拠出限度額（月額2.75万円）と同額になるよう、政令で定めるものとすること。
- 3 中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、従業員規模の要件を500人以下とするものとすること。

※ 現行は100人以下である従業員規模要件について、政府案は、300人以下とするものとしている。

四 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

児童扶養手当と障害年金の併給調整について、障害基礎年金の受給者に対する児童扶養手当の支給額は、子の数にかかわらず、子が1人の場合の額を下回ることのないように政令で定めるものとすること。

五 検討条項の改正

公的年金制度及びこれに関連する制度についての検討事項のうち、マクロ経済スライドに係る検討事項を削除するものとすること。